

## 課税事業者・免税事業者、共に影響があります!!

# インボイス制度説明会

令和5年10月1日から始まるインボイス制度に対する準備はできていますか？

免税事業者だから、関係ないと思っておられませんか？

免税事業者のままだと、取引ができなくなる・値引きを要求される可能性があるかも?!

また、課税事業者も請求書の様式変更だけでなく、取引先のインボイスの確認など業務の増加が予想されます。

インボイス制度の基本や、事業者にどのような影響があるのか、わかりやすくご説明いたします。

■開催日 令和4年10月25日(火)

■場所・時間

①京都丹波高原国定公園ビジターセンター セミナールーム 13:30～15:30  
南丹市美山町安掛下23 (道の駅美山ふれあい広場内)

②南丹市園部文化会館(アスエルそのべ) 3階中研修室 19:00～21:00  
南丹市園部町上本町南2-22

■講師／小寺樹税理士事務所 税理士 小寺 樹 氏

■受講料／無料

■定員／各回20名

10月20日(木)までに、下記の申込書によりFAXでお申込下さい。

【お申込・お問合せ】 南丹市商工会園部支所 南丹市園部町上本町南2-22  
南丹市園部文化会館1階

☎ 0771-62-0766

南丹市商工会園部支所 行

## インボイス制度説明会申込書

FAX 0771-63-0725

住所			受講場所 どちらかに✓を 付してください <input type="checkbox"/> 京都丹波高原国定公園 ビジターセンター <input type="checkbox"/> 南丹市園部文化会館
事業所名	TEL		
氏名	FAX		

※ご記入いただいた個人情報は、本講座の実施・運営に係る利用者の把握、名簿作成等に使用いたします。

# ★インボイス制度★

## 登録するかどうかは選べる？

免税事業者については、事業者ごとに「登録するかどうかを判断する」こととなりますが、下のチャートのような選択肢が考えられます。自分に当てはめて、フローチャートでチェックしてみましょう。

登録しない場合には、自社の取引にどのような影響があるか、あらかじめ考えておく必要があります。



簡易課税事業者はどうすればいいの？

免税事業者なんだけど、登録しなくちゃいけないのかな。



## フローチャートでチェック！

YES →  
NO →

現在、消費税の課税業者  
消費税を申告納税している  
(本則課税・簡易課税)



登録申請  
必要

取引相手は  
事業者が中心

取引相手は  
一般消費者のみ  
(領収書を必要としない)

登録するか選択する

現在、免税事業者が、登録するかどうかの判断基準は次の3点です。  
● 取引先との関係 ● 売上高の減少の可能性 ● 消費税の納税額

登録申請  
不要

登録する場合、  
2つの選択肢があります

売上が1,000万円以下であっても、  
インボイス発行事業者になると消費税の納入義務が生じます。

登録しない場合、  
免税事業者のままいることも可能

本則課税

売上高に対する消費税額から  
仕入にかかる消費税額を差し引  
いて納税する消費税額を算出  
します。

簡易課税

売上高に業種に応じたみなし  
仕入率をかけて、納税する消費  
税額を算出します。仕入時に支  
払った消費税額は影響しません。

